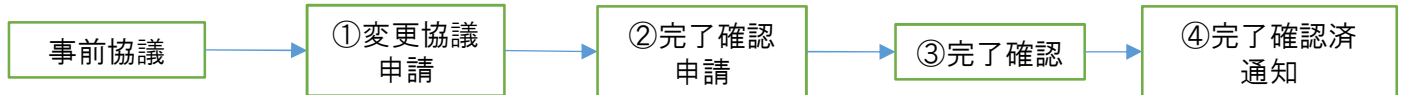


協議後の手続きについて

令和7年4月1日
みどりの保全整備課

協議後に緑化事業が完了した際は、完了確認がございますので、必要書類の提出と現地確認の立会いをお願いします。当初協議から変更がある場合は完了確認前に変更協議が必要となり、変更協議後に完了の確認を行いますので、変更がある際は速やかに変更手続きを行ってください。

協議後の手続きフロー



①変更協議

事前協議の内容から変更が生じた場合は、変更した内容を踏まえ、「開発事業等の計画に関する変更協議書」を作成し、オンライン手続きかわさき（e-KAWASAKI）から申請をしてください。

提出書類

資料は変更後の内容の書類または、変更がない書類は事前協議時の書類を添付してください。

1. 開発事業等の計画に関する変更協議書
2. 位置図
3. 土地利用計画図
4. 緑化地等計画平面図
5. 緑化地等求積図
6. 建築敷地面積求積図
7. 開発区域面積求積図
8. 屋上緑化の構造図等
9. 壁面緑化の構造図等
10. 委任状
11. 現況写真
12. その他必要とする書類

変更協議が必要な主な内容

- ・ 緑化地面積、形状の変更
- ・ 多様な緑化手法の変更
- ・ 樹木、地被類の種類、位置、数量の変更
- ・ 事業区域面積の変更
- ・ 建築敷地面積の変更
- ・ その他緑化に関する変更

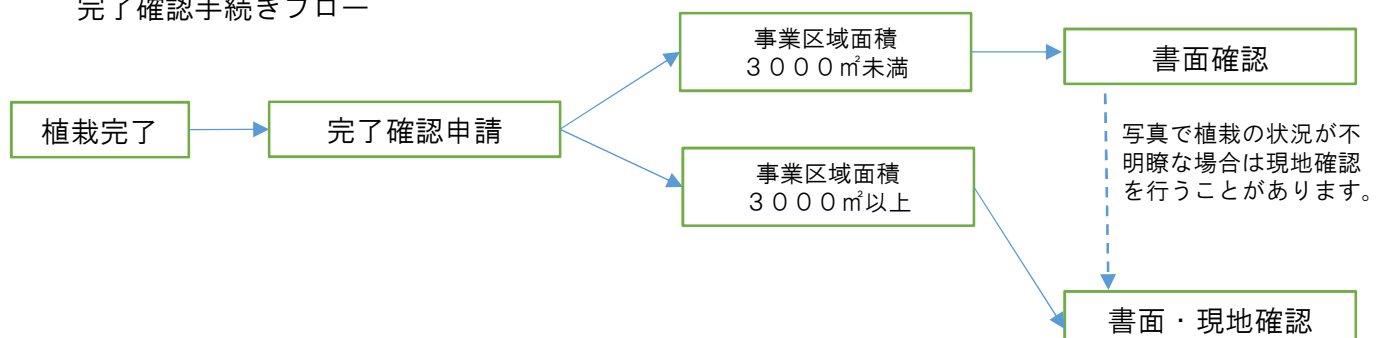
※緑化に関係しない土地利用や建築施設の変更の場合は変更協議は不要です。
※軽微な変更であっても、上記の変更内容に該当する場合は変更協議を行ってください。

注）変更協議書と完了確認申請書は同時に提出できません。必ず、完了確認申請を行う前に変更協議を行ってください。

②完了確認申請

植栽工事が完了した際は、速やかに完了確認の申請を行ってください。ただし、事業規模や、植栽工事の状況により書面・現地確認の有無が異なります。現地確認がある場合はみどりの保全整備課へ事前に日程調整をしてください。

完了確認手続きフロー



提出書類

1. 緑化事業完了確認申請書
2. 全景写真
3. キープラン（全景の撮影位置）
4. 高木の写真
5. 大景木の写真

③完了確認

緑化事業の完了確認は書面確認のみと書面・現地確認の2種類があります。ただし、書面のみでは植栽の状況が不明瞭な場合には、現地確認を行う場合があります。

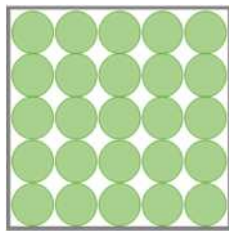
書面確認では、全景写真や高木写真等から、協議図書のとおり緑化地等が整備されているか、確認を行います。

現地確認では、主に書面確認の内容を現地で確認します。そのため、スタッフ等の測定機器で計測していただき担当職員が現地で確認を行います。

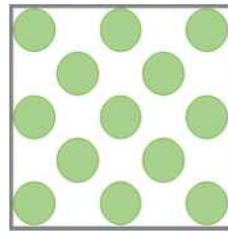
○写真撮影時の注意事項

ア 全景写真

- ・ 植栽内容（高木・中木・低木）が判別できる距離から撮影してください。
- ・ 多様な緑化手法の施工完了が確認できる写真も添付してください。
- ・ 地上部・屋上緑化における芝張り、ポット苗等の地被類の植栽割合は全て覆われていることが望ましいですが、最低5割以上覆われているようにしてください。



裸地無し（イメージ）



5割植栽（イメージ）

- ・ 地被類を植栽せず、低木のみで密植し緑化地とする場合は、裸地が無いようにしてください。
- ・ 地被類以外のもの（玉砂利、碎石など）が敷かれている場合は、緑化地として認められません。
- ・ 地被類を播種・種子吹付で施工する際は、以下の写真を提出してください。

- | | |
|-----|---|
| 施工前 | 種子の種類、必要数量が確認できるように、必要量全ての種子の袋を撮影
（備考欄に種子の必要数量の算出式を記載。播種・吹き付けの際は必要面積に対して
100%の播種・吹き付けが必要） |
| 施工中 | 種子の播き付けの作業状況が確認できるように撮影 |
| 施工後 | 播き付けた種子の使用量が確認できるように、必要量全ての種子の空袋を撮影 |

イ 高木写真

- ・ 各樹種につき1本ずつ撮影してください。
例：シラカシ3本の植栽であれば、そのうち1本を撮影
- ・ 撮影内容は、樹高及び目通り周の測定状況となります。以下の点に注意してください。
樹高 スタッフ（箱尺）等により高さが確認できること。
目通周 地上より1. 2mの高さで採寸し、メジャー等で測定したものを接写し、数値が明確に判別できること。
- ・ ロッド（標尺）テープ等の数値が不明確なものは、再撮影となります。
- ・ 植栽前に事業計画地での材料検査時等で測定・撮影がされている場合はその写真でも可とします。

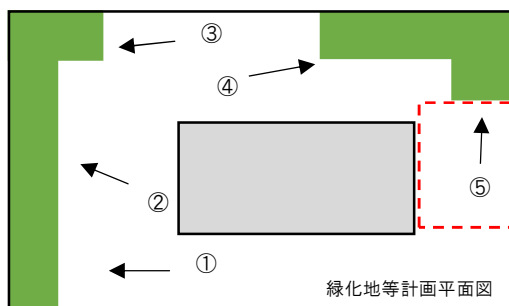
ウ 大景木写真

- ・大景木植栽として緑化面積に算入した樹木は全て撮影してください。
- ・撮影内容は、樹高、目通周、葉張りの測定状況となります。以下の点に注意してください。
 樹高 スタッフ（箱尺）等で測定が困難な場合は、逆目盛検測桿等で樹高を測定して、
 全景の撮影及び目盛部分の接写を提出すること。
 目通周 高木写真と同様
 葉張 スタッフ（箱尺）等により葉張りが確認できること。
- ・写真で数値が確認できないものは、再撮影となります。（例：ロッド（標尺）テープを使用した
 場合や、高さをメジャーで測定し、数値が確認できない場合 等）
- ・植栽前に事業計画地での材料検査時等で測定・撮影がされている場合はその写真でも可とします。

○書類作成時の注意事項

完了確認書類については以下のとおり作成してください。

ア キープラン



緑化地等計画平面図に、
撮影位置を記入してください。

イ 全景写真・高木写真・大景木写真

写真を左側にし、キープランの撮影位置の番号を記載してください。

①

写真

②生垣

写真

③壁面

写真

全景写真

シラカシ

計画値

樹高3.2m

実測値

樹高3.5m

写真

シラカシ

計画値

樹高3.2m

実測値

樹高3.5m

写真

シラカシ

目通周

計画値 0.19

実測値

$0.15 + 0.15$
 $\times 0.7 = 0.196$

写真

シラカシ

葉張り

計画値

2.8m

実測値

2.9m

高木・大景木写真

生垣、壁面、屋上など多様な緑化手法で協議した場合はその名称を記載してください。
 ※大景木は別途写真を撮影するため全景写真には不要です。

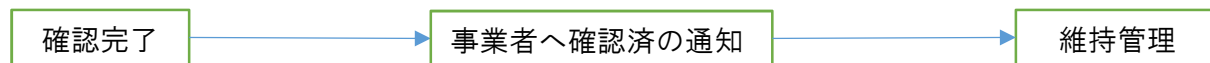
協議承認時の計画値と実測値の値を記載してください。
 ※標準規格未满是検査の完了となりません。

樹種名を記載し樹高、目通周、葉張りは写真で確認できる実測値と計画値を記載してください。

樹木が株立の場合は、樹種名の下に各幹の目通周の数値を記載し、0.7掛けした合計を記載してください。
 写真は一番細い幹を撮影すること。

④完了確認済通知

完了確認後、当課から確認済の書類を事業者へ通知することで手続きが完了します。



手続き完了後は新たに建築物を建設しない限り再度緑化協議は行いません。

手続き完了後の維持管理について

維持管理については事業者の責任により適切に管理するよう努めてください。

また、台風などの諸事情により樹木の伐採や緑化地の撤去を行う場合は可能な限り復元するよう努めてください。

ホームページで検索するには

川崎市のホームページ内で「緑化協議」と検索してください。



お問い合わせ先 建設緑政局緑政部みどりの保全整備課

TEL044-200-2391 E-mail:53mihoze@city.kawasaki.jp